

水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての議員が相互に人格を尊重し、信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、議員によるハラスメントを防止する措置を講じることによって、議会からハラスメントを根絶し、より一層市民に信頼される議会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により、他の者を傷つけ、苦痛を与える行為又は不当に不利益を与える行為
 - (2) 社会的又は性的な差別により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
 - (3) 職務上の優位性を背景に、不当に他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
 - (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為
- (議員の責務)

第3条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚し、常に高い倫理意識を持つとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、その防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、誠実な態度で事実を明らかにするとともに、その責任を明確にしなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントに当たる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行っている議員に対して厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(議長の職務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談又は申立てを受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する相談又は申立てを受けたときは、その内容を精査しなければならない。
- 3 議長は、次に掲げる場合には、前項に規定する内容の精査について、専門的な知識及び経験を有する者に行わせるものとする。
 - (1) 第1項に規定する相談又は申立てをした者（以下「相談者等」という。）が希望する場合
 - (2) 議長が必要と認める場合
- 4 議長は、第2項に規定する内容の精査の結果、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査を行うものとする。
- 5 議長は、前項に規定する事実関係の調査を行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき設置された代表者会議を開催するものとする。
- 6 議長は、次に掲げる場合には、前項の規定に基づき開催する代表者会議に専門的な知識及び経験を有する者を2人以上出席させ、意見を求めるものとする。
 - (1) 相談者等が希望する場合

(2) 相談又は申立ての対象になった議員が希望する場合

(3) 代表者会議において、出席者の過半数が希望する場合

7 議長は、代表者会議の調査結果を尊重し、ハラスメントに当たる行為が確認されたときは、当該議員に対する指導又は注意、当該議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じるものとする。

(議長職務の代行)

第5条 議長が前条第1項に規定する相談又は申立ての対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(研修等)

第6条 議会は、ハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

(被害者のプライバシーの保護等)

第7条 議員は、ハラスメントによる被害者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。